

平成29年度 上越市ものづくり企業支援制度

～知って得する支援制度のご案内～



市では、ものづくり企業の皆さんに様々な支援制度を設けています。設備投資をお考えの方、研究開発に取り組みたい方、展示会に出展したい方・・・は、ぜひご相談ください。

また、自社の新製品・新技術開発、産学連携・産産連携などマッチング相手を探したいときは、技術分野の専門家「ものづくり振興専門員」がご相談に応じます。アドバイスや関係機関のご紹介をはじめ、取引相手への橋渡しなどを行い、皆さんのお力になります。

【目次】

- 企業振興制度 P1～P3
- 土地取得補助制度 P3
- リース・分割払い制度 P4
- その他の優遇制度、その他 P4
- コンテナ貨物に対する補助金制度 P5
- 研究開発支援制度（新産業創造支援事業補助金） P6
- メイド・イン上越推進事業 P7～P8
- 見本市等出展事業補助金 P9
- 製造業人材育成支援事業 P10
- 雪室商品等開発支援事業 P11
- IT活用販売促進事業補助金 P12
- 新潟県事業引継ぎ支援センター出張個別相談会 in 上越 P13
- 上越市の中小企業者向け融資制度等 P14～P15
- 上越ものづくり振興センター P16

《連絡先》上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678

Mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp

<http://www.city.joetsu.niigata.jp>

平成 29 年 3 月作成版

★ 企業振興制度（奨励金・課税免除・融資）

上越市企業振興条例に基づく「奨励企業」の指定を受けることにより、次の優遇制度が利用できます。

◆「奨励企業」の該当要件

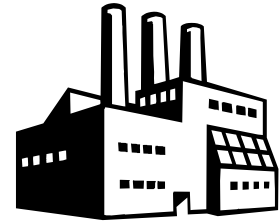
- 対象業種： 製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館・ホテル業(※¹)、情報サービス業、コールセンター又は自然科学研究所

※¹風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当する事業を除きます

- 指定を受ける要件：

(1) 固定資産の取得価格

固定資産の取得価格		
中小企業	重点業種※ ²	2,000万円以上
	その他業種※ ³	3,000万円以上
大企業	2億円以上	



※²重点業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター

※³その他業種：旅館・ホテル業、情報サービス業、自然科学研究所、植物工場

(2) 新規雇用者

新規雇用者※ ⁴	
中小企業	要件なし
大企業	5人以上

※⁴新規雇用者とは、①新規に採用する常時使用従業員のうち、市内に住所を有する者

②常時使用従業員のうち新たに市内に住所を有することになった者（配置転換等）をいい、

①・②の合計数が上記表の雇用者数を超える場合に適用します。

1 奨励金（補助金）の交付

奨励企業の指定を受けた企業は、工場等の操業開始の日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降、下表の年度間、当該工場等に係る固定資産税（土地、建物、償却資産）の課税額に次の割合を乗じて、奨励金の交付を受けることができます。

		第1年度	第2年度	第3年度
重点業種	製造業※ ⁵ 、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター	100/100	100/100	100/100
その他業種	旅館・ホテル業、情報サービス業、自然科学研究所、植物工場※ ⁵	100/100	60/100	40/100

※⁵ 製造業、植物工場の割合は、平成30年3月31日まで下表のとおり。

	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
製造業、植物工場	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100

※各交付年度における奨励金の限度額は、一企業5,000万円となります。

※土地はその取得日の翌日から起算して2年以内に工場等の建設に着手したものに限りします。

2 固定資産税の課税免除（法適用工場として指定）

法で定める要件を満たす場合には「法適用工場」として奨励金の交付に代え、固定資産の課税免除を受けることができます。他の税制の優遇も受けられる場合があります。



「法適用工場」の該当要件

企業立地促進法の適用については、市の奨励企業指定申請のほか、県知事に対して「企業立地計画」申請を提出し承認を受けることが必要です。

	1 企業立地促進法	2 過疎地域自立促進特別措置法
指定区域	上越市内全域（一部除く）	安塚、浦川原、大島、牧、吉川、板倉、清里、三和及び名立区全域
対象業種	上越地域基本計画に定める ①電子・電機関連産業、②化学関連産業、③機械・金属関連産業、④食品・飲料関連産業	製造業又は旅館業
必要要件	土地、建物の取得価額が2億円超。農林水産関連業種は土地、建物の取得価格が5,000万円超。雇用要件なし。	土地を除く固定資産の取得価格が2,700万円超。雇用要件なし。

固定資産税の課税免除

法適用工場に該当する企業は、工場等の操業開始の日の属する年の翌年度から3か年度間、奨励金の交付に代えて固定資産の課税を免除します。

	適用範囲
1 企業立地促進法	土地、建物、償却資産のうち構築物
2 過疎地域自立促進特別措置法	土地、建物、償却資産のうち機械・装置

※土地は事業に係る建物の垂直投影部分、建物は事業に係る部分が課税免除の適用範囲となります。
 ※土地はその取得日の翌日から起算して1年以内に工場等の建設に着手したものに限り、
 ※適用範囲から外れる部分の固定資産の取得及び、製造業の第4年度・5年度の交付については、「奨励企業」の奨励金として交付します。ただし、上欄の「奨励企業」の指定要件（固定資産の取得及び雇用要件）を満たす場合に限り、

3 課税の特例（特別償却）

対象となる設備等について、初年度のみ普通償却限度額に加算して償却できます。

	過疎地域自立促進特別措置法
償却の割合	機械装置 10%、建物 6%

4 工場等設置資金の融資

設備投資を支援するため、低利な設備投資資金及び長期運転資金などの融資メニューを用意しています(詳細は 11 ページ「工場等設置資金」を参照。)ので、ご相談ください。

市内産業団地等に新たに工場等を建設する、移転する
等で用地を取得したいとお考えの方

★ 土地取得補助制度

市産業立地課 電話 025-526-5111 (内線 1747)

工場等を設置する目的で市内産業団地等(新潟県営南部産業団地を含む。)の用地を取得すると、土地購入価格に対して補助金の交付を受けることができます。

○ 交付要件：

新規立地の場合	0.3ha 以上の土地の取得
市内移転の場合	移転前の土地の面積よりも 0.3ha 以上増加となる土地の取得。 ただし、補助対象となる土地の取得は、増加した面積に限ります。

※ その他、3 年以内の操業開始、10 年以上の事業継続、新規雇用などの要件があります。

- 対象業種：製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター又は自然科学研究所、その他市長が特に認める事業

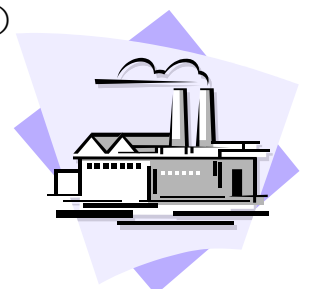
○ 補助額の割合：

土地取得面積	補助率
0.5ha 以下の面積に係る部分	購入価格×10/100
0.5ha を超え 1.0ha 以下の面積に係る部分	購入価格×15/100
1.0ha を超え 3.0ha 以下の面積に係る部分	購入価格×20/100
3.0ha を超える面積に係る部分	購入価格×25/100

○ 補助率適用の特例

製造業が、流通業務団地、新潟県南部産業団地において新規に立地する場合は、上記の補助率に 5/100 をそれぞれ加えた率を補助率とし、補助金を交付します。

- 限度額：3 億円。(ただし交付額が 1 億円を超える場合は、各年度 1 億円を上限に複数年度での交付になります。)



★ リース・分割払い制度

市産業立地課 電話 025-526-5111 (内線 1747)

1 長期リース制度 …… 資産保有リスクを解消

- ・リース料及び対象面積：団地ごとに次のとおり（リース料は年額）

団地名	流通業務 団地	和田第二 企業団地	板倉北部 工業団地	今昔根工 業団地	三和西部 産業団地
リース料	1,350 円/㎡	680 円/㎡	390 円/㎡	440 円/㎡	370 円/㎡
対象面積	3,000 ㎡以上				

- ・期 間：10年以上20年以内（事業用定期借地権を設定）
- ・保 証 金：売買価格相当額の10%以上

2 買取り前提リース制度 …… 低利で活用

- ・リース料：年額で、分譲代金×2.35%
- ・期 間：10年以内（リース期間終了後に買取り）
- ・保 証 金：分譲代金の10%以上

3 分譲代金分割払い制度 …… 初期投資の軽減

- ・分割方法：元金均等分割払
- ・利 息：市長が定める利率
- ・期 間：10年以内
- ・手 付 金：分譲代金の10%以上



★ その他の優遇制度

市産業立地課 電話 025-526-5111 (内線 1747)

柿崎区・吉川区・大島区に立地する場合は、市の優遇制度のほか次の給付金を受けられます。

原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金

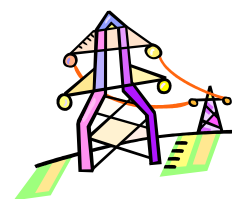
電気料金のおおむね1/4相当額を8年間給付します。

【交付要件】上越市内に企業立地（新設、増設又は移転）を行い、
雇用保険の一般被保険者が3人以上増加すること。

【申請時期】年2回（上期…5月、下期…10月）

※申請書類が必要な場合は、市産業立地課へご連絡ください。申請時期は毎年流動的なため、申請
をお考えの場合は、市へ早めにご連絡をお願いします。

なお、申請には、市の推薦が必要となります。



★ その他

- ・新潟県でも各種の優遇制度をご用意しています。
- ・市では、事業用地として産業団地をご用意しています。
工場等の新設、事業拡張などで、事業用地をお探しの場合は、お気軽にお問い合わせください。

◆上越市 産業観光部 産業立地課 産業立地推進係

TEL：025-526-5111（内線1747・1792）

直江津港の外貿定期コンテナ航路を利用し、輸出・
輸入を始めたい、拡大したいとお考えの方

★ **コンテナ貨物に対する補助金制度** 市産業立地課 電話 025-526-5111 (内線 1794)

直江津港の外貿定期コンテナ航路を利用し、一定の利用条件を満たしたコンテナ貨物を輸出又は輸入する事業者に対し、補助金を交付します。対象となるコンテナ貨物輸出・輸入の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

		輸出	輸入
大口事業者	条件	前年度比40TEU以上増加	前年度比70TEU以上増加
	交付額	1事業者40万円(定額)	1事業者35万円(定額)
新規小口事業者	条件	新たに10TEU以上	新たに10TEU以上
	交付額	1事業者20万円(定額)	1事業者10万円(定額)
	「新規」とは、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に直江津港の外貿定期コンテナ航路を利用した輸出又は輸入がなく、平成29年度中に直江津港からコンテナ貨物を輸出又は輸入することです。		

※輸出同士又は輸入同士で新規小口事業者と大口事業者の併用はできません。

※新潟県輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金と当市補助金の双方に該当する場合、同一年度において、輸出と輸入のそれぞれでいずれか一方のみ交付となります。

※FCL(フルコンテナ)の利用に限ります。1FEUは2TEUに換算します。

※商社を経由して輸出を行う場合も申請可能です。

詳しいことは、下記までお問い合わせください。

【市】

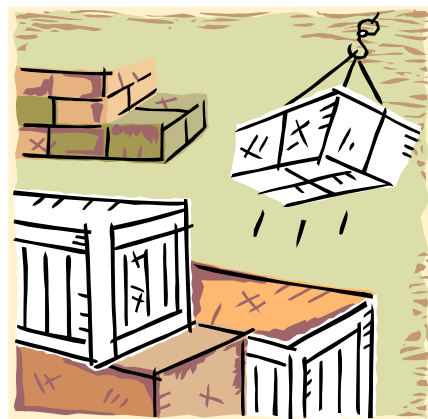
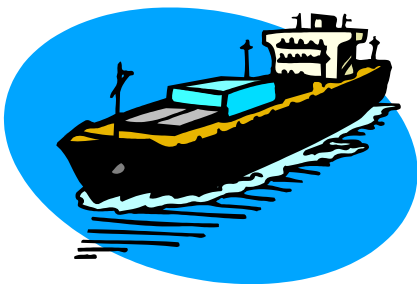
産業観光部産業立地課 TEL025-526-5111

【集荷代理店】

直江津海陸運送(株) TEL025-543-3421

日本通運(株)直江津支店 TEL025-544-5765

(株)リッパ-コーポレーション直江津支店 TEL025-543-4207



★ 研究開発支援制度（新産業創造支援事業補助金）

独創的な技術やアイデアを生かした新規事業を開始するため、事業化に向けた試作品開発や共同研究機関との研究開発等に支援を行います。（審査委員会による審査があります。）

また、大学や研究機関との共同研究に関する相談のほか、他の支援機関の制度に関する質問等もお受けいたします。

【補助金の概要】

事業種類	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般研究 開発事業	市内中小企業者、 中小企業等事業協 同組合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	企画・設計から試作 品開発までの事業	研修・技術指導費 設備費 原材料費 外注加工費 人件費	200万円 (補助率1/2) (注1)農商工連携又 は大学等研究協力機 関等との連携による 事業は、補助率 2/3
②特定研究 開発事業 (注2)	市内中小企業者を 主とする任意のグ ループの方、中小 企業等事業協同組 合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	調査、企画・設計か ら試作品開発、販売 プロモーションまで の事業	調査費 研修・技術指導費 設備費、原材料費 外注加工費 人件費 販売プロモーション にかかる経費	300万円 (補助率2/3)
③新市場開 拓・商品 化事業 (注3)	市内中小企業者、 中小企業等事業協 同組合等の方 ※市税に滞納がな いこと。	開発した製品・技術 を市場化（商品化） するための事業 ・試作、改良、実験 又は品質検査の事 業 ・デザイン等の改善 事業 ・求評事業	研修・技術指導費 印刷製本費 委託費 マーケティング 活動費	100万円 (補助率2/3)

(注1) 農商工連携

[要件]

- ①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携すること。
- ②それぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ③新商品又は新役務の開発、生産・提供、需要の開拓を行うものであること。
- ④中小企業の経営の向上及び農林漁業の経営の改善が図られること。

(注2) 特定研究開発事業

※特定研究開発事業とは、一般研究開発事業のうち、複数の企業が連携し、かつ、地域への波及が大きい事業のことです。

※この事業は最長3年間の補助を受けることが可能です。

- ①上越ものづくり振興センター運営協議会により設置された部会で承認を受けること。
- ②複数の企業の連携による研究開発であること。
- ③地域への波及効果が高いと認められるもの。

(注3) 新市場開拓・商品化事業

- ①、②の事業や、国、県その他の団体が行う支援事業により研究開発した製品又は技術を、市場開拓又は商品化のために行う事業

★ メイド・イン上越推進事業



市内の中小企業等が積極的な研究開発により製造した優れた商品を「メイド・イン上越」として認証することで域内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援します。

メイド・イン上越推進事業は、工業製品と特産品の2つの分野における優れた商品を認証し、認証マークの使用や展示会出展への補助による販路開拓、販売促進の支援、市ホームページや認証品のパンフレット等を通じたPR、情報発信を行います。

認証・登録の区分

＜工業製品＞

申請対象者	市税の滞納がなく、市内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、企業組合及び協業組合
認証対象製品	市内に事業所を有する中小企業者等が開発し、及び製造する工業製品（完成品）のうち、今後自社ブランドとなりうる製品
認証までの流れ	① 募集開始 ② 事前ヒアリング ③ 申請書提出 ④ 認証審査委員会（プレゼンテーション審査等） ⑤ 認証採否決定
審査基準	① オリジナル性（独自の発想や技術で生産された完成品、特許の保有等の新規性等） ② 信頼性（製品管理体制、経営基盤の状況等） ③ 市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性等）

＜特産品＞認証品

申請対象者	以下のいずれかに該当するもの ・市税の滞納がなく、市内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、企業組合及び協業組合 ・市税の滞納がなく、市内に本社及び申請する商品の製造工場を有する人及び団体
認証対象製品	○新商品・改良商品枠 新たに開発した商品又は製造方法、原材料、内容量等について新たに改良を加えた商品 ○老舗の味・技枠 新たな市場の開拓を目指す老舗の既存商品 ○既存商品枠 新たな市場の開拓を目指す上記に掲げる商品以外の商品
認証までの流れ	① 募集開始 ② 事前ヒアリング ③ 申請書提出

	④ 認証審査委員会（プレゼンテーション審査等） ⑤ 認証採否決定
審査基準	① オリジナル性（独自の発想や技術に基づき生産された商品であること） ② 信頼性（品質管理体制、経営基盤の状況等） ③ 市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性） ④ 地域性（上越らしさ…伝統・風土・素材・製法等、ストーリー性）

＜特産品＞登録品（地域の継承品）

上越ならではの特色等を有する産品群を指定し、「地域の継承品」として、該当する商品を広くアピールします。

指定産品	地酒（清酒、ワイン、どぶろく）、浮き糰みそ、栗飴、翁飴、笹団子、たらの子こうじ漬け、バテンレース
登録までの流れ	① 登録受付開始 ② 事前ヒアリング ③ 登録届出書提出 ④ 提出書類確認 ⑤ 登録採否決定
認証との違い	<ul style="list-style-type: none"> ・認証品とは違い、ロゴマークの使用はできません。 ・見本市等出展事業補助金の「新市場開拓枠」は、ご利用いただけません。 ・登録することで、地域の継承品の製造事業者として紹介されることや、商品の営業等において、メイド・イン上越地域の継承品等の表現をすることが可能です。

認証品に対する主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。
- ・パンフレット、広報上越、マスコミ等を通じたPR、情報発信を行います。
- ・上越市見本市等出展事業補助金制度の「新市場開拓枠」により、販路開拓、販売促進を支援します。（詳細は次ページ参照）
- ・事業者が自社のPRのために作成するホームページや認証品等の販売促進につながるインターネットショッピングの開設にかかる経費等を支援します。（詳細は12ページ参照）
- ・メイド・イン上越特産品（認証品）については、市が指定する常設販売コーナーへ出品することができます。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

★ 見本市等出展事業補助金

自社開発した技術及び製品の新規販路の開拓を推進するため、上越市外で開催される見本市等に出展する費用の一部を補助します。

【補助金の概要】

事業種類	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般枠	市内中小企業者、市内中小企業者を主とする任意のグループの方、中小企業等事業協同組合等の方 ※市税に滞納がないこと。	上越市外、海外で開催される見本市、展示会、商談会等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行う事業	会場借上料 小間料 (見本市等の主催者が定める出展料)	<ul style="list-style-type: none"> 補助率は、本事業の利用実績に応じて変わります 初 回：2/3 2回目：1/2 3回目：1/3 補助回数一企業 3 回まで補助利用可（過去の累計回数です。年度をまたいでもりセットされません） 一企業一年度 1 回のみ 限度額 20 万円
②新市場開拓枠（メイド・イン上越認証品）（注1）	上記の方のうち、「メイド・イン上越」認証品の製造企業 ※市税に滞納がないこと。			<ul style="list-style-type: none"> 補助率 2/3（固定） 一認証品毎に、3回まで補助利用可 但し、同一年度に認証を受けた複数の認証品は一つの認証品とみなします 限度額 20 万円 (複数の見本市をまとめて申請することはできません)

(注1)

「メイド・イン上越」とは、市内の中小企業等が独自の技術、発想または地場の産品を活用するなど、開発・製造した優れた製品・商品を「メイド・イン上越」として認証し、販路開拓・販売促進を支援する制度です。新市場開拓枠は、認証品を見本市等に展示する際に、利用できます。

※予算額に限りがあります。申請前に下記まで事前相談いただき、見本市等出展の2週間前を目安にご申請ください。

■ 展示会の例（機械要素技術展）



★ 製造業人材育成支援事業補助金

市内製造業の小規模事業者等の皆さんが抱える経営課題の解決を図り、企業の競争力や成長力を高めていくため、外部講師を自社に招き実施する研修や研究機関において実施する研修の費用の一部を補助します。

【補助金の概要】

事業種類	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
① 講師 招聘型	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小規模事業者（注¹）、市内小規模事業者により組織する団体の方等 ・製造業（注²） ・市内で製品若しくは技術開発又は製品の製造を行っていること。 ・市税に滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成機関（注³）の外部講師を招へいして行う研修事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・委託料 ・会場借上料。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、対象経費の1/2以内 ・1企業年度1回のみ（通算3回まで利用可） ・限度額は5万円
② 派遣 受講型	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小規模事業者（注¹）、市内小規模事業者により組織する団体の方等 ・製造業（注²） ・市内で製品若しくは技術開発又は製品の製造を行っていること。 ・市税に滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成機関が実施する研修に社員を派遣して行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、対象経費の1/2以内 ・1企業年度1回のみ（通算3回まで利用可） ・限度額は3万円

（注¹）小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人

（注²）製造業とは、主として日本標準産業分類の大分類 E（製造業）に分類される事業。

（注³）人材育成機関が実施する研修とは、国、新潟県、公益財団法人にいがた産業創造機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業大学校を含む）、上越商工会議所、新潟県商工会連合会、ものづくり支援パートナー協定締結大学（信州大学工学部、繊維学部、新潟工科大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学）、県内の金融機関、金融関係シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫その他、市長が認める機関から、講師を招聘して行う研修の実施及び研修期間において実施する研修への従業員の参加とする。

※予算額に限りがあります。申請前に担当部署に事前相談いただき、研修日の1ヶ月前までにご申請ください。

★雪室商品等開発支援事業補助金

雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発を進める事業者に対し、開発または商品化に要する経費の一部を補助します。

【補助金の概要】

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費（注 ² ）	補助限度額等
次のいずれにも該当する会社または個人の方が対象となります。 ① 雪室推進プロジェクトの会員（注 ¹ ） ② 市内に住所を有し、雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発に意欲、熱意のある法人、団体または個人。 ③ 市税に滞納がないこと。	雪室の特性を活かした特産品や利用技術の開発または商品化する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修、技術指導費 ・ 原材料費 ・ 雪室利用者負担金 ・ 印刷製本費 ・ 委託費 ・ 研究開発用の設備費 ・ マーケティング活動費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は、対象経費の1/2以内 ・ 限度額は50万円

（注¹） 雪室推進プロジェクトとは、雪室、利雪の推進を目的とした任意団体で、平成27年12月に設立された団体です。当該補助金を活用する場合は、申請時点で、このプロジェクトの会員であることが必要です。

事務局：雪室推進プロジェクト 事務局

公益財団法人 ゆきだるま財団（TEL 025-592-3988）

雪室推進プロジェクトホームページ = <http://yukimuro.jp>

（注²） 補助経費について、制限がありますので、担当部署に確認してください。

※申請前に、担当部署に事前相談してください、

★ I T活用販売促進事業補助金

インターネットを活用して商品、サービスの販路開拓又は拡大に取り組む市内中小企業者に対し、インターネットショップの開設、インターネットモールへの出店等に要する費用の一部を補助します。

○ 補助対象者 上越市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者等（中小企業者、団体、組合等）

○ 補助対象事業

下記①～④のいずれかの事業

①インターネットショップの開設及び運営

②インターネット（ショッピング）モールへの出店及び出店に係る店舗の運営

③ウェブサイトの開設若しくは改良又は運用※

④インターネット（ショッピング）モールの開設及び運営

※①～④のいずれも、既存ショップのスマートフォン対応（既に開設しているインターネットショップ等を、スマートフォンやタブレット等の携帯可能な個人用コンピュータ製品に対応するために更新する事業）を含みます。

※③は、メイド・イン上越認証品の製造事業者、上越商工会議所主催の創業塾修了者に限ります。

○ 補助対象経費、補助額（いずれも初年度分のみ）

	補助対象経費	補助金額
①インターネットショップの開設及び運営	○開設に係る費用（初期費用） ・ドメインの取得費用、サイトデザイン、システム構築にかかる費用など。 ○運営にかかる費用 ・サーバーレンタル費用等の各種システム利用にかかる費用など。	補助対象経費の 3分の2以内 上限：30万円
②インターネット（ショッピング）モールへの出店及び出店に係る店舗の運営	○出店に係る費用（初期費用） ・インターネットショッピングモール内の店舗デザイン、システム構築にかかる費用など。 ○運営に係る費用 ・インターネットショッピングモール月額利用料など。	補助対象経費の 3分の2以内 上限：20万円
③ウェブサイトの開設若しくは改良又は運用	○開設・改良に係る費用（初期費用） ・ドメインの取得費用、ウェブサイトデザイン、システム構築にかかる費用など。 ○運営に係る費用 ・サーバーレンタル費用等の各種システム利用にかかる費用など。	補助対象経費の 3分の2以内 上限：20万円
④インターネット（ショッピング）モールの開設及び運営	○開設に係る費用（初期費用） ・ドメインの取得費用、サイトデザイン、システム構築にかかる費用など。 ○運営に係る費用 ・サーバーレンタル費用等の各種システム利用にかかる費用。 ・インターネット（ショッピング）モールの集客、売上げ向上を直接目的とするバナー広告、リスティング広告等の掲載に要する費用など。	補助対象経費の 3分の2以内 上限：50万円

★新潟県事業引継ぎ支援センター出張個別相談会 in 上越 (内線1270)

「後継者がいない」、「事業の引継ぎが不安だ」など、中小企業の皆さまのご相談を事業承継の専門家がお受けします。

例えば、このような心配事はございませんか？

事業を後継者に継がせることになったが、どのような手続きをしていけばよいだろうか？

自社を他の企業に譲渡したいが、どのように進めていけばよいだろうか？

後継者がいない中、今後会社は存続していただけるだろうか？

他の企業を買収したいが、どのように進めていけばよいだろうか？

当事者同士で会社の売買について合意したが、進め方や手続きはどうしたらよいだろうか？

私のような零細企業や個人事業でも相談できるだろうか？

上記は全て、事業引継ぎ支援センターに相談できます。お気軽にご相談ください。

～内容～

- 対象者…上越地域企業の経営者、後継者
- 相談対応者…新潟県事業引継ぎ支援センター職員
- 相談時間…1社50分以内 ※事前予約制となります。

※次回の出張個別相談会は平成29年4月21日(金)に開催する予定です。

秘密厳守

相談無料

※新潟県事業引継ぎ支援センター（新潟市・朱鷺メッセ万代島ビル内）は、国（経済産業省）が設置した、事業承継の公的相談窓口です。

★上越市の中小企業者向け融資制度等（平成 29 年度）

市産業振興課 電話 025-526-5111（内線 1267）

上越市内に住所又は事業所を有し、市税を滞納していないことが条件です。

資金名	融資対象	用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	備 考
地方産業育成資金	中小企業者	設備 運転	1,000 万円	信保付 責任共有制度対象外 年 1.70% 責任共有制度対象 年 1.90% 信保なし 年 2.20%	設備 7 年以内 運転 5 年以内 (いずれも当初据置 6 か月以内)	中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 5 号に該当 する法人（医業を主たる 事業とする法人で、常時 使用する従業員数が 300 人以下のもの）も融資 対象
中小企業振興資金	中小企業者 または組合 (事業協同組合・企業組合・ 協業組合・商店街振興組合)	設備 運転	中小企業者 設備：2,000 万円 運転：1,000 万円 組合 3,000 万円	年 2.20%	設備 8 年以内 (当初据置 1 年以内) 運転 5 年以内 (当初据置 6 か月以内)	
工場特別 移転資金	中小企業者 または組合（事業協同組 合・企業組合・協業組合）	設備	2 億円 事業協同組合の転貸 1 件 3,000 万円	年 2.20%	12 年以内 (当初据置 2 年以内)	市街地から工場適地へ、 または市外から当市の工 場適地へ工場を移転する もの
経営改善 支援資金	最近 3 か月間の月平均 売上高・売上総利益・ 売上総利益率・営業利 益率が過去 2 か年のい ずれかの同期と比較し て 5%以上減少してい る中小企業者	運転	3,000 万円	年 1.75%	8 年以内 (当初据置 1 年以内)	
経営力 強化資金	認定経営革新等支援機 関などの支援を受け、 経営改善計画の実行に 取り組む中小事業者等	設備 運転 借換	3,000 万円	年 1.85%	設備 7 年以内 (当初据置 1 年以内) 運転 5 年以内 (当初据置 1 年以内) 借換 10 年以内 (当初据置 1 年以内)	経営力強化保証制度によ る保証付き（経営力強化 保証制度：認定経営革新 支援機関等の支援を受け 事業計画の策定・実行・ 進捗の報告を行う中小企 業者が対象の保証制度）
中心市 街地 活性化 資金	中心市街地の活性化を 図るために市が定める 計画に登載されている 事業を実施しようとし る中小企業者または組 合等	設備 運転	5,000 万円	年 2.00%	設備 12 年以内 (当初据置 2 年以内) 運転 10 年以内 (当初据置 1 年以内)	
工場等 設置 資金	奨励企業として指定を 受けた企業	設備	工場等の新設又は 増設：2 億円 工場設備の新設又は 更新：5,000 万円	年 2.00%	12 年以内 (当初据置 2 年以内)	奨励企業の指定につい ては 1 ページを参照

中小企業者：中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、2 号及び 6 号に該当する会社及び個人

信用保証料の補給

次の制度資金をお借入れの場合、信用保証料の一部を市が負担します。

制度資金名	補給割合
上越市地方産業育成資金	経営状況に応じた料率により算出した保証料に対し、最大70%
上越市中小企業振興資金	
上越市経営改善支援資金	
上越市経営力強化資金	
新潟県小規模企業支援資金	経営状況に応じた料率により算出した保証料に対し、最大90%
新潟県中小企業創業等支援資金	1,000万円以下の場合、50% 1,000万円超 2,500万円以下の場合、30% 2,500万円超 1億円以下の場合、10%
新潟県フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠) (新技術・新事業等展開枠)	1,000万円以下の場合、50% 1,000万円超 2,000万円以下の場合、40% 2,000万円超 3,000万円以下の場合、30% 3,000万円超 5,000万円以下の場合、20%

※利用する信用保証の種類によっては、信用保証料の補給対象外となることがあります。

※県の制度資金の内容が変更となる場合は、補給割合等が変更となります。

利子補給補助金制度

以下のとおり中小企業者の方などが融資を受けた際の借入利子の一部を補助します。創業支援利子補給とワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給は、市への申請が必要です。事前にご相談ください。

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

補助対象	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
申請者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者を取りまとめます。）
補助率	年0.5%
取扱（申請）期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日

○創業支援利子補給

補助対象	上越商工会議所が実施する「創業塾」を修了し、事業のための資金を借入れる創業者及び第二創業者
補助対象融資限度額	500万円
補助内容	創業者・第二創業者が事業のために資金を借入れた場合、利子支払額相当分（最大7年間分）の全部又は一部を前渡しで補助

○ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給

補助対象	平成29年4月1日以後、新たに「新潟県ハッピー・パートナー企業」または「えるぼし企業」となった中小企業等
補助対象融資限度額	1,000万円
補助率	借入利子の1/2（上限10万円）
利子補給期間	1年間

★ 上越ものづくり振興センター

上越ものづくり振興センターは、各種支援事業のほか、日常の企業活動での技術相談に応じる体制を整えています。（センターには企業や各研究機関に精通した「ものづくり振興専門員」を配置しております。）

また、市では、県内外の大学（信州大学（工学部・繊維学部）、長岡技術科学大学、新潟工科大学、新潟大学工学部、上越教育大学、長岡造形大学）の6大学7学部と「ものづくり支援パートナー協定」を締結しています。大学のシーズの活用や共同研究など、産学連携を推進しています。

上越ものづくり企業データベースとして、上越市内のものづくり企業を紹介しております。登録は、無料です。是非、ご登録ください。

上越ものづくり企業データベースアドレス = <http://www.j-monodb.jp/>

＜上越ものづくり振興センターのご案内＞



【お問い合わせ】

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678

E-mail: monodukuri@city.joetsu.lg.jp